

行政情報

みんなで築こう 人権の世紀 12月4日～10日 「第71回人権週間」

昭和23年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められています。法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日～10日を「人権週間」として各種の人権啓発活動を行います。人権週間にあたり、人権は自分と同じように他の人にもあることの理解を深め、互いに相手の立場を尊重し豊かな人間関係をつくりましょう。

☎ 水戸地方事務局 人権擁護課
029-227-9919

全国一斉「女性の権利 ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカー、職場でのセクハラなど、女性をめぐる様々な人権問題に取り組むことを目的に、悩みをもった女性からの相談に応じます。秘密は守られますので安心してご相談ください。

【期日】

11月18日(月)～24日(日)
平日…午前8時30分～午後7時
土日…午前10時～午後5時

【相談先】

☎ 0570-070-810
水戸地方事務局
茨城県人権擁護委員連合会
☎ 029-227-9919
水戸地方事務局 人権擁護課

人権擁護委員の委嘱について

令和元年10月1日、紫村洋子さんが人権擁護委員に新任されました。任期は3年間です。人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権擁護委員法に基づき人権に関する様々な相談の受付や人権啓発活動をする民間ボランティアです。偶数月の第2木曜日に津知公民館にて特設人権相談を行っています。

☎ 市民課 市民グループ
063-1111 内線113

個人住民税の特別徴収の ご協力をお願いします

特別徴収とは、事業主が毎月の給与を従業員に支払う際に個人住民税を天引きし、市町村に納める制度です。

地方税法上、所得税を源泉徴収している事業主は、アルバイトを含む全ての従業員から個人住民税を特別徴収するよう定められています。

茨城県及び県内全市町村では、納税者の公平性の確保、納税者の利便性の向上の観点から、特別徴収の実施を徹底する取組みを行っています。事業主及び従業員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

○納期の特例を申請された事業主の方

令和元年度の前期の納期限が12月10日ですので、銀行・郵便局等の金融機関で忘れずに納入をお願いします。

※源泉所得税及び復興特別所得税の納期の特例における納期限(7月10日、翌年1月20日)と個人住民税における納期の特例では、納期限が異なります。ご注意ください。

☎ 063-1111 内線1322・134
税務課 税務グループ

木造住宅耐震診断の 希望者を募集します

潮来市では、木造住宅の耐震診断に対して補助事業を行っています。ぜひこの機会に、お住いの耐震性をご確認ください。

※被災した建築物が安全かどうかを判定するものではありません。

【対象住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、階数が2以下の建物
- ②併用住宅においては、居住部分の床面積が、延べ面積の2分の1を超える建物であること
- ③丸太組工法又は型式適合認定によるプレハブ工法以外の建物
- ④違法建築物以外の建物
- ⑤この制度により耐震診断を受けていない建物

※り災証明で半壊以上の住宅は対象外となります。

【個人負担】 2,000円

【募集戸数】

4戸(予定戸数に達し次第締切)

【募集締切】 11月29日(月)

※募集期間終了後、実施となります。

【対象者】 市内の対象建物の所有者又は同居する家族(借家人を除く)

※市税に滞納がある方は受けられません。

【必要書類】

- ①申込書(市HPからダウンロード可)
- ②り災証明書
- ③完納証明書

※建築年月日の確認できる書類がありましたら、ご持参ください。詳細は都市建設課にお問合せください。

☎ 063-1111 内線348
都市建設課 都市計画グループ

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合も、併せて控除が受けられます。このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行うときには、必ずこの証明書または領収書を添付してください。令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送付されます。

☎ 水戸南年金事務所

☎ 029-227-3251

すこやか妊娠ほっとラインより メール相談を始めました

妊娠に関する様々な相談に応じる窓口である「すこやか妊娠ほっとライン」を利用してみませんか。予期せぬ妊娠の不安や悩み、妊娠中の生活面での心配など、一人で悩まずご相談ください。一緒に考えていきますよ。

〈相談無料・秘密厳守〉

☎ 茨城県看護協会

☎ すこやか妊娠ほっとライン

☎ 029-301-1124

☎ 平日 午前10時～午後6時

☎ Mail: ninshin.hot@ina.or.jp

協会けんぽ加入者の方へ

◎ 保険証を使えるのは退職日までです

協会けんぽに加入の方が保険証を使用できるのは退職日までです。ご家族（被扶養者）の保険証も同様に、本人（被保険者）の退職日の翌日から使用できなくなります。また、ご家族が就職等により扶養から外れる場合は、扶養から外れた日より保険証が使用できなくなります。退職される場合や扶養から外れる際は、必ず保険証を会社へ返却してください。

☎ 協会けんぽ茨城支部 業務グループ

☎ 029-303-1582

◎ 健康診断を受けましょう

協会けんぽは、加入者のご家族（40歳～74歳の被扶養者）を対象に、特定健診を実施しています。健診は疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日頃の生活習慣を見直すチャンスでもあります。年に一度、健診費用の一部を協会けんぽが補助しますので、今年度まだ受診していない方は必ず受診しましょう。

☎ 協会けんぽ茨城支部 保健グループ

☎ 029-303-1584

11月25日～12月1日は

犯罪被害者週間です

誰もが突然、事件や事故等にあつ可能性があることがあります。被害にあわれた際は、相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。被害にあわれた方やそのご家族に対する、皆さまのご理解とあたたかな支援をお願いします。

☎ 茨城県庁方警察署

☎ 72-0110

☎ 茨城県警察 性犯罪被害相談

☎ 「勇気の電話」 ☎ 8103 又は

☎ 029-301-0278

建築物を解体予定の方へ

発注者は、延べ面積80㎡以上で特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物の解体工事をする場合、建設リサイクル法の届出が必要です。なお、解体工事を行うには、自主施工を除き、建設リサイクル法の解体工事業の登録又は建設業の許可が必要になります。

☎ 建設リサイクル法の届出について

☎ 鹿行県民センター 建築指導課

☎ 0291-33-4114

☎ 建設リサイクル法の解体工事業の登録について

☎ 茨城県土木検査指導課

☎ 029-301-4386

第19回 潮来市社会福祉大会

With おもちゃのかえこ 開催

女優の松島トモ子さんを講師に迎える講演会、おもちゃのかえこや段ボール迷路などの子ども広場、福祉バザー、展示即売会などのほか、市内小学校等で作成した茨城国体応援旗の展示や、ポールのシミュレーション体験をすることもできます。午前中は託児サービスを行いますので、希望の方は事前にお申込みください。

☎ 【期日】 11月24日（日）

☎ 午前9時～午後3時

☎ 【会場】 潮来公民館

☎ 【講演会について】

☎ 【演題】 98歳の母と暮らして

☎ ～母と暮らす日々で、いま私が思う事～

☎ 【時間】 午前10時15分～

☎ 潮来市社会福祉協議会

☎ 093-1269